

7 練福介第5746号
令和8年3月26日

区内介護サービス事業所運営法人
代表者様

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 阿部 卓也
(公印省略)

令和8年度「介護職員等処遇改善加算」関係書類の届出について（通知）

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、真にありがとうございます。

今回の介護報酬改定では、介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）において、生産性向上や協働化に取り組む法人に対する上位区分の加算の創設のほか、これまで加算の対象外だった居宅介護支援や介護予防支援等のサービスでも加算が創設されました。

つきましては、令和8年度に加算を算定する場合は、下記のとおり関係書類のご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 令和8年度処遇改善計画書 総括表 (別紙様式2-1)
- (2) 令和8年度処遇改善計画書 個票(4、5月) (別紙様式2-2)
- (3) 令和8年度処遇改善計画書 個票(6月以降) (別紙様式2-3)
- (4) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」(以下「加算届」という。)

※ (1)～(3)は令和8年度に加算を算定する場合、必ず提出が必要です。法人内の全事業所をまとめて1部提出してください。

※ (4)は令和8年度から加算を新規に算定または加算区分を変更する事業所がある場合のみ、提出が必要です。

事業所・サービス種別ごとに作成してください。提出がない場合、加算の算定ができませんのでご注意ください。

2 提出期限（いずれも必着でお願いします）

	令和8年4月または5月から 加算を算定する事業所	令和8年6月から 加算を算定する事業所
令和8年度処遇改善 計画書	令和8年4月15日（水）※1	令和8年6月15日（月）
加算届 ※2 （新規算定・区分変更 の場合のみ）	令和8年4月15日（水）※1	令和8年6月15日（月）

※1 令和8年6月から加算を算定する事業所も運営している場合は、4月または5月から加算を算定する事業所分とあわせて令和8年4月15日（水）までに提出してください。

例：地域密着型通所介護（令和7年度と同区分で継続算定）と居宅介護支援（6月から新規算定）を運営している法人…両事業あわせて4月15日（水）までに提出。

※2 通常の加算届の提出期限と異なりますので、ご注意ください。

3 厚生労働省相談窓口について

本加算を活用した処遇改善の実施について、下記の窓口において介護サービス事業所からの問合せ対応を行っています。

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9:00～18:00（土日祝含む）

4 その他

提出書類の様式は、練馬区ホームページからダウンロードをしてご使用ください。

※原則、「電子申請・届出システム」により提出してください。当面の間は、郵送・電子メール等での提出も受け付けます。

【掲載場所】

練馬区ホームページ（トップページ）⇒ サイトマップ（くらし・手続き）

⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 介護保険 ⇒ 「事業所運営に関する申請書」

⇒ 地域密着型サービスの場合 【地域密着型サービス 変更届・加算届】

総合事業の場合

【介護予防・日常生活支援総合事業 変更届・加算届】

居宅介護支援の場合

【居宅介護支援 指定申請・指定更新・変更届・加算届】

介護予防支援の場合

【介護予防支援 指定申請・指定更新・変更届・加算届】

5 問合せおよび提出先

高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電話 03-5984-1461（直通）

メール KAIG015@city.nerima.tokyo.jp